

# 第3章

## 計画の基本的 事項

## 第3章 計画の基本的事項

### 1 計画の基本理念

子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現

基本理念の趣旨は、少子高齢化や核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、家族や地域の支え合い機能が低下する中で、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域社会を目指すものです。

### 2 施策の基本的方向と施策体系

基本理念である「地域共生社会の実現」を目指して、「地域共生社会の実現に向けた体制づくり」、「地域共生社会を支える人づくり」、「多様な地域資源による福祉基盤づくり」の3つを施策の基本的方向として定め、市町村や関係機関と連携して施策の推進を図ります。

#### I 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

##### 1 関係機関・団体等の役割

- (1) 社会福祉協議会の役割
- (2) 地域の相談支援機関の役割
- (3) 地域福祉団体の役割

##### 2 包括的な相談支援体制の整備

- (1) 複合的課題に対応する相談体制の整備
- (2) 多機関の協働による支援体制の整備

#### II 地域共生社会を支える人づくり

##### 1 地域における担い手の確保・育成

- (1) 県民一人ひとりの役割
- (2) 民生委員・児童委員への支援の充実
- (3) 社会福祉法人等による地域貢献活動の促進
- (4) 多様な地域福祉の担い手の発掘

##### 2 福祉サービス人材の確保・育成

- (1) 人材の確保・育成対策

### Ⅲ 多様な地域資源による福祉基盤づくり

#### 1 共生意識の醸成

- ― (1) ユニバーサルデザインの推進

#### 2 共に支え合う地域力の向上

- ― (1) 多世代交流活動の推進
- ― (2) 多様な主体が参画し地域課題に取り組む場づくりの推進
- ― (3) 住民参加型福祉サービス等の推進
- ― (4) 民間事業者等との協働
- ― (5) 災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの推進

#### 3 多様化する生活課題への対応

- ― (1) 生活困窮者等に対する支援
- ― (2) 社会的孤立等への対応
- ― (3) 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援

#### 4 権利擁護の推進

- ― (1) 成年後見制度等の利用促進
- ― (2) 児童や高齢者、障がい者の虐待防止

#### 5 社会福祉事業の質の確保

- ― (1) 指導監査
- ― (2) 第三者評価と苦情解決